

令和4(2022)年度第2回日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)

生活支援員養成研修

～ 高齢者や障害のある方が、安心して生活するためのお手伝いをしませんか ～

京都市社会福祉協議会では、認知症や物忘れのある高齢者、知的障害者、精神障害者などが地域で生活される上で、必要な福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行う日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)を実施しており、利用者への具体的な支援活動を担う「生活支援員」を養成するための研修を開催します。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、研修を短縮、延期もしくは中止する場合がありますのでご了承ください。

【日 程】 令和4(2022)年8月2日(火)・8月4日(木)・8月8日(月)

【時 間】 午後2時～4時30分(8月4日は4時40分)

【会 場】 ひと・まち交流館 京都 2階 大会議室
(下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1)

【受講料】 無 料

【定 員】 60名 ※先着順

【講座カリキュラム】

※生活支援員として登録するためには、3回の講座をすべて受講することが条件です。

日程		講義科目
第1回	8月2日(火)	開講式・オリエンテーション
		日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の概要
		認知症高齢者への支援
		知的障害者への支援
第2回	8月4日(木)	精神障害者への支援
		生活支援員の職務倫理、役割と実務、グループ討議
		生活支援員登録について
第3回	8月8日(月)	ソーシャルワーク(社会福祉援助)の基礎
		修了式

【申込み方法】

所定の参加申込書で、令和4(2022)年7月26日(火)までに京都市社会福祉協議会生活支援部へ、郵送・FAXのいずれかの方法でお申し込みください。

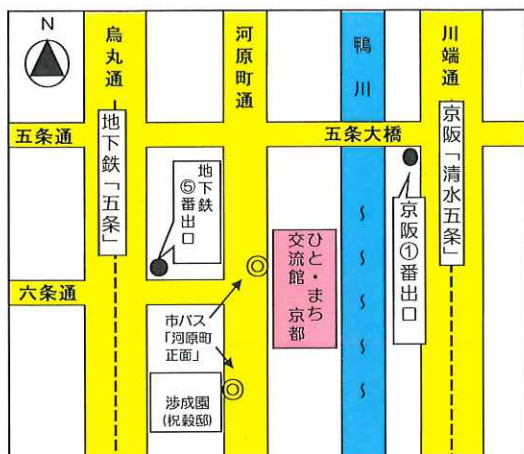
【申込・問い合わせ先】

社会福祉法人 京都市社会福祉協議会 地域福祉推進室 生活支援部
〒600-8127

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1「ひと・まち交流館京都」内

電 話 (075) 354-8734 FAX (075) 354-8737

【ひと・まち交流館 京都 会場案内図】



※市バス4・17・205「河原町正面」すぐ
 ※京阪電車・地下鉄から徒歩約10分

【研修受講に関する注意事項】

- 会場までは、公共交通機関をご利用の上でお越しください。
- 欠席や遅刻の場合は、必ず担当者までご連絡ください。

生活支援員とは

生活支援員の活動内容

「専門員」の作成した支援計画に基づき、具体的な支援活動を行います。

- (1) 福祉サービスの利用・苦情に関する相談、助言、情報提供、利用料の支払い等
- (2) 日常的な金銭管理に関する相談、助言や生活費の払戻し、公共料金、家賃、医療費等の支払いのための金融機関への同行又は代行
- (3) 郵便物の内容確認と行政等への必要な手続きの支援

資格要件

社会福祉に関心のある方で、次の①～③の要件すべてに該当する方

- ① 京都市内在住の方
- ② 満30歳以上、令和5年3月31日時点で満75歳未満の方
- ③ 実際に生活支援員として活動できる方（最低月1回程度）

※ただし、現在、直接福祉サービスに従事している方（ホームヘルパーや福祉施設職員等）、民生委員に就任されている方は兼任できません。

待遇

- (1) 身分 京都市社会福祉協議会への登録制（2年毎に更新）
 ※ただし、更新を行う年度の3月31日時点で満75歳以上の方は登録を更新できません。
- (2) 活動時間 利用者の「支援計画」に基づき1人の利用者につき、おおむね1時間～1時間半程度
- (3) 活動頻度 週1回から月1回程度（利用者の希望回数によります）
- (4) 活動場所 利用者の自宅等
- (5) 活動費 1時間につき940円 ※交通費は別途支給
- (6) その他 「労災保険」「傷害見舞金補償制度」に加入